毎週 火曜日・金曜日(祝祭日に当たるときは翌日発行) 発行人 大 分 県

編集 ㈱インタープリンツ (定価 一箇年 三万八千八百八十円)

			}	}	***************************************		地の区				番六まで	影戸七七〇	
	一、九五〇・六	ラブ・ 一五 ・ 八	В		一月 日田市本庄町三八番七ま		する表別	六六九・〇	五 5 五 五 ○	B	由布市庄内町東大津留字ノ頭四〇八番四から出布市庄内町小抄間字井	由布市庄内	
		三 ()		仓	八二九番ーーから 日田市大字庄手字宮ノ向		[は、] 関	七七四・九			「大阪門ニト	<u> </u>	
	- - - -	~ 七.〇			一七番一○まで日田市大字庄手字藪下五	'	及上 び記 B A	トル	一 ジェートル	A			
	一、一一七・六	一六・七	A			手線	備考	延長	敷地の幅員	前 後 別	間	区	及び路線名
	一、九五〇・六	ラブ・ 五 · 八	В				正	日市具	大分県知事職務代理者	大分県知		-	
		======================================		前	日田市大字庄手字宮ノ向						十一日	平成三十一年三月三十一日	平成三
		=======================================			先まで		1 		/ I	- - -	する。	え置いて一般の縦覧に供する。	え置いて一
	一、九〇三・八	一六・七	A		日田市本主町二五番二地八二九番一一から		主課に備一	その関係図面は、平成三十一年三月三十一日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備域を変更する。	、ら二週間大分県	二十一日か	?三十一年三月	凶面は、平成する。	その関係図面は区域を変更する。
				. •	日田市大字庄手字宮ノ向		に道路の	により、次のように道路	(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により	号) 第十八	+法律第百八十1	11年七年	道路法(
	四三五・〇	八 八 · 四	В	後	四二五五番五まで		<u> </u>	- 1		÷	7	大分県告示第百七十二号	大分県告示
	:	二六・〇			八五九番四から日田市大字小野字殿村三					示	П	〇告	
	四三五・〇	二 六 八 〇 四	В		四二五五番五まで 日田市大字小野字大久保 四二五五番五まで	日田線 県道宝珠山			規程の一部改正	世に関する	教育庁等における臨時的任用職員の管理に関する規程教育庁等における臨時的任用職員の管理に関する規程	*************************************	教育庁等に
	Щ Щ •	一 () 四 () 九	A	<u></u>	四二五五番五地先まで八五九番四地先から八五九番四地先から日田市大字小野字大久保		= -				定習俗の共司運航こ系る事务の委托 道路区域の変更(四件)	実習沿り共司重元こ系る道路区域の変更(四件) 告	美国沿りは、
	一二八、五		В	後	垣内田三〇一番二まで	,				次		目	
	一二八、五	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	В	前	由布市庄内町東大津留字垣内田五五二番一から		(日	三月三十一日	111	5		1	
	一 五 四 二	〜 七· 四· ○	A		由布市庄内町東大津留字		曜日	号 外 (<u>三</u>)		Ţ	日目	7	k
う。をい	六六九・○	五五· 一五· 五· 〇	В	後		内線 県道別府庄		平成三十一年					
		三万八千八百八十円)	万八千		リンツ (定価 一箇年	株インタープリ	編集	1 入 大 分 県	当日発行) 発行人	るときは邪	(祝祭日に当たるときは翌日発行)	金曜日	

平成三十一年三月三十一日

大分県報号外 (告示)

大分県報号外	
(告示)	

より、次のように道路の	条第一項の規定に	第十八	旁	9る。	大分県告示第		二 四 〇 ·	 	A	ま頭ら頭	ノ本一五八六番一地先ま リ本一五八六番一地先から 中津市三光上深水字牛頭 中津市三光上深水字牛頭	
三六八・二 う。 地の区	' •	В	後	まで			六 五 ·	。 : : : :	В	- 学 - 学 後	薄川九三八番六まで 南市庄内町東大津留字 東大津留字 東大津留字	
三六八・二 に表示 ほる敷	大三 七四 四 六 二	В А	前	字井立一九五五番三地先登後大野市三重町上田原豊後大野市三重町上田原豊後大野市三重町上田原豊後大野市三重町上田原	瀬野津線 浅	1	六五	二 () 六 ()	В	字字	薄川九三八番六まで 南布市庄内町東大津留字 市布市庄内町東大津留字	
延 長 長 備考	敷地の幅員	前 区域 変 別	前区 城	区間	及び路線 名 類		三五二.	二 () 四 () 五	А		影戸七七二番一地先まで南川九四三番六から東川九四三番六から	内線 県道東山庄
市 具 正	大分県卸事職務代理者	大分県副軍職務	大				二九〇・五	三七・五六	В	後		
木建築部道路保全課に備	ら二週間大分県土	一 日 か	三十	丁一年三月三十一日飯の縦覧に供する。	その関係図	 地 す	二九〇・五	三七・五二・六	В		久保ノ鶴六一番二まで由布市庄内町北大津留字苑田一四九番二から	
より、次のように道路の	条第一項の規定によ	第十八	·号 ::	する。昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、第百七十四号	区域を変更する 道路法(昭 1 1 1 1 1 1 1 1 1	J	二五六・六	↑ 九・○ ・八 ・八	A	字 ———— 前	由布市庄内町北大津留字	
}			}			備考	延長	敷地の幅員	後別	前日	区間	及び路線名
二 四 ·	六三· 〇· 〇	В	後	平一五六六番六まで中津市三光上深水字中畑中津市三光上深水字中畑		正	市	知事務代理者	大分県知事	<u> </u> 大	の重質という。	
二 四 · ○	六三· ○ ○	В	前	平一五六六番六まで 中津市三光上深水字中畑 中本市三光上深水字中畑	津線道円座中	全課に備いる。	に供する。平成三十一年三月三十一日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備平成三十一年三月三十一日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備土年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のように道路の	、ら二週間大分県で発第一項の規定	ー 日 日 か 八	二月三十八十号)	飛 は、一十	え置いて一般の縦覧区域を変更する。
			ίj	で							第百七十三号	大分県告示第百七十三号

え置いて一般の縦覧に供する。 その関係図面は、 平成三十一年三月三十一日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備

平成三十一年三月三十一日

大分県知事職務代理者

大分県副知事 日 市 具 正

津 渋線 見	及び路線名
//	
先から 中津市三光原口字出口七六八番一地 中津市三光原口字塔ノ本六七六番一 地先まで 中津市三光原口字出口七六八番一地 中津市三光原口字出口七六八番一地	区間
後前	前 後 別区域変更
- (九	敷地の幅員
- 四 メ - 0 1 ・ ト ・ ル	延長

大分県告示第百七十六号

いて準用する同法第二百五十二条の二の二第二項の規定により告示する。 き、実習船の共同運航に係る事務を次の規約により香川県に委託するので、 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十四第一項の規定に基づ 同条第三項にお

平成三十一年三月三十一日

大分県知事職務代理者

大分県副知事 日 市 具

正

じめ甲の長に情報提供を行うものとする。

大分県と香川県との間の実習船の共同運航に係る事務の委託に関する規約

(事務の委託

第一条 大分県(以下「甲」という。)は、高等学校の水産に関する学科において教育の用 る事務(以下「委託事務」という。)の管理及び執行を香川県(以下「乙」という。)に に供する実習船(以下「実習船」という。)の共同運航に係る甲の事務のうち、次に掲げ

実習船の運航に関する事務

委託する。

- 実習船の維持管理に関する事務
- 実習船における漁ろうに関する事務

(収入の帰属)

第二条 (経費の負担 実習船における漁ろうにより生ずる収入は、 乙の収入とする。

2 第三条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、甲の負担とする。 前項の経費の額及び支払の時期は、 乙の長が甲の長と協議して定めるものとし、

当該経

費の額については、実習船の共同運航に係る経費の総額から前条の漁ろうにより生ずる収 入の額を控除して算定するものとする。

(予算の執行)

第四条 乙の長は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出を、乙の歳入歳出予算にお いて計上するものとする。

(決算の通知)

第五条 乙の長は、地方自治法 長に通知するものとする。 定により決算の要領を公表したときは、 (昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十三条第六項の規 遅滞なく当該決算の委託事務に関する部分を甲の

(連絡会議)

第六条 乙の長は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、甲の長と毎年定 申出があるときは、臨時に連絡会議を開くことができる。 期に連絡会議を開くものとする。ただし、乙の長が必要があると認めるとき又は甲の長の

(条例等の制定改廃に関する措置)

第七条 乙が、委託事務の管理及び執行について適用される乙の条例、 (以下「条例等」という。)を制定し、又は改廃しようとするときは、 規則その他の規程 乙の長は、 あらか

2 ときは、乙の長は、直ちに当該条例等を甲の長に通知しなければならない。 乙が、委託事務の管理及び執行について適用される乙の条例等を制定し、又は改廃した

3 する。 甲の長は、前項の規定による通知があったときは、直ちに当該条例等を公表するものと

則

第八条 この規約に定めるもののほか、

委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、甲の

(その他)

長及び乙の長が協議して定める。

(施行期日)

1

この規約は、平成三十一年四月一日から施行する。

(委託事務を廃止した場合における決算)

2 る収支は、当該廃止の日をもってこれを打ち切り、 委託事務の全部又は一部を廃止する場合においては、当該委託事務の管理及び執行に係 乙の長がこれを決算する。

)教育委員会訓令甲

大分県教育委員会訓令甲第六号

甲第六号)の一部を次のように改正する 教育庁等における臨時的任用職員の管理に関する規程(平成十一年大分県教育委員会訓令

教 教

関 庁

育 育 機

平成三十一年三月三十一日

大 分 県 教 育 委 員 会

別表第一に次のように加える。 第十五条第二項中「十三の項及び十四の項」を「十二の項及び十三の項」に改める。

族の死亡に伴い必要と認められる行事等のた 当該臨時的任用職員が葬儀、服喪その他の親 臨時的任用職員の親族が死亡した場合で、 る期間 |正規職員の例により必要と認められ

め勤務しないことが相当であると認められる

四

の項とする。 を「十三の項」に改め、同表中十二の項を削り、十三の項を十二の項とし、十四の項を十三 別表第二の十の項中「十三の項」を「十二の項」に改め、 同表の十一の項中「十四の項」

第二号様式(表)中「許 別 生年月日」を「生年月日

引」を削る。 められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるときには」以必る、 親族が死亡した場合で当該臨時的任用職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認 第八号様式中「場合及び」を「場合、」に、「場合には」を「場合及び臨時的任用職員の 」に改める。 门

この訓令は、平成三十一年四月一日から施行する。